ニ　特定信託口口座特定事項を記載した書類
ホ　その他参考となるべき事項を記載した書類

別表（第二十一条第六項関係）

［表略］

別紙様式第７号（第38条第１項関係）

信　託　業　務　報　告　書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第３条第１項第７号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

１．各種信託の残高

［表略］

（単位：百万円）

区　分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元　本														
売渡手形等														
収　益														
仮受金														
その他														
債権償却準備金														
特別留保金														

別表（第二十一条第五項関係）

［同上］

別紙様式第７号（第38条第１項関係）

信　託　業　務　報　告　書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

１．各種信託の残高

［同左］

（単位：百万円）

区　分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元　本												
売渡手形等												
収　益												
仮受金												
その他												
債権償却準備金												
特別留保金												